成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

成年後見人材育成研修(委託研修)（以下、「委託研修」）は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

**１．研修目標**（１）専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護

センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。

（※本研修の修了は、権利擁護センターぱあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。）

（２）地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

**２．日　　時**　　　１日目　　２０２１年　　８月　７日　　　９時～１７時

２日目　　２０２１年　　９月　４日　　　９時～１７時

３日目　　２０２１年　１０月　２日　　　９時～１７時

４日目　　２０２１年　１１月　６日　　　９時～１７時

**３．会　　場**　　三重県社会福祉会館　　３階　　研修室③

　　　　　　　　〒５１４－０００３　　三重県津市桜橋２丁目１３１

**４．カリキュラム（予定）**　別紙参照

　　　　　　　（１）講義・演習等：４日間 ２３時間

（２）事前課題**：**指定する６課目は「事前課題」を提出して頂きます。

課題については、その都度ご案内します。

**５．受講対象**下記のいずれかの者で、「６　受講要件」の全てを満たす者。

　　　　　　　（１）社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者

　　　　　　　（２）社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

**６.受講要件** （１）日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士

　　　　　　　（２）次に挙げるa～cのいずれかを満たす者

a日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者

b日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者

c認定社会福祉士である者

　　　　　　　（３）カリキュラムの全課程を出席できる者

（４）次の主管社会福祉士会独自の受講要件を満たす者

　　　　　　　　　　①三重県社会福祉士会の会費を完納している者

　　　　　　　　　　②ぱあとなあみえの活動に協力できる者

**７．受講対象都道府県社会福祉士会及び定員**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 都道府県社会福祉士会名 | 定員 |
| 研修を主管する社会福祉士会 （主管社会福祉士会） | 三重県社会福祉士会 | １５名 |
| 研修の対象となる指定社会福祉士会  （指定社会福祉士会） | 和歌山県社会福祉士会 | ５名 |

**※なお、受講申込人数が１０名未満の場合は、研修開催を中止することもあります。**

**８．受 講 費**　　５万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）

※納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。

**９．申　　込**別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、三重県社会福祉士会の事務局に、郵便または、

ＦＡＸにてお申込ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）

　　◆申込先　　三重県社会福祉士会事務局

**◆**申込期間４月１日（木）～５月７日（金）　郵便は消印有効、ＦＡＸは必着

※ただし、定員となり次第締め切ります。

**10．受講決定**受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

　※三重県で応募者多数の場合、志望理由等をもとに決定します。

②他県社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、申込者の所属する社会福祉士会が受講者を推薦し、主管社会福祉士会が決定します。

③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と申込者所属の社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

**11．受講可否の連絡等**

・受講可否は、５月下旬頃に郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。

・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

**12．修了要件**研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

・面接授業の出席が100％であること

・事前課題を提出すること

・修了評価で一定の水準を満たすこと

**13．研修単位について**

（１）日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の２単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修２単位」となります。

（２）本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単 位 数：２単位

認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

**14．主　　催**　　公益社団法人日本社会福祉士会　生涯研修センター

**主　　管**　　一般社団法人三重県社会福祉士会

|  |
| --- |
| 問い合わせ先  ●三重県社会福祉士会 　事務局　　ぱあとなあみえ（担当：世古口・岡本）  　　〒514-0003　三重県津市桜橋2丁目１３１　三重県社会福祉会館　４階 　　　TEL：059-253-6009　　　　FAX：059-228-6008  E-mail：mie-csw@mie-csw.org |